

弁理士法施行規則の一部を改正する省令について

平成 20 年 3 月
特許庁秘書課弁理士室

1. 改正の必要性

弁理士法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 91 号。以下「改正法」という。）及び弁理士法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 31 号。以下「改正令」という。）の施行に伴い、並びに同法の改正を受けて行われた工業所有権審議会試験制度部会試験制度検討小委員会における検討に基づいて、弁理士法施行規則（平成 12 年通商産業省令第 411 号。以下「規則」という。）の一部改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

(1) 既登録弁理士の継続研修について（規則第 25 条～第 28 条）

改正法施行により、弁理士の資質の維持・向上を図るため日本弁理士会が行う研修（継続研修）の受講が義務化されたことに伴い、研修の必要単位数（5 年間で 70 単位）、単位の計算方法について規定する。

また、特別な事情により弁理士業務を行わない場合の研修の免除・軽減の要件・手続や研修の実施に係る経済産業大臣の承認及び大臣への報告事項等について併せて規定する。

(2) 弁理士に関する情報の公表について（規則第 34 条・第 35 条）

改正法施行に伴い、経済産業大臣及び日本弁理士会のそれぞれが保有する弁理士に関する情報のうち公表する事項を規定する。

また、その公表の方法は、弁理士に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用により日本弁理士会が一般に公表するものとする。

(3) 弁理士法施行令の条番号変更への対応について

改正令の施行による改正前の弁理士法施行令第 1 条削除に伴い、同令第 2 条以下が 1 条ずつ繰り上がることから、所要の整備を行う。

(4) 弁理士試験科目について（規則第 3 条）

工業所有権審議会試験制度部会試験制度検討小委員会での議論に基づき、論文式試験における選択科目の表を改正する。なお、免除の基準を当該表における「科目」に対応させ選択科目免除の対象を拡大する改正と、論文式試験の選択科目免除を専門職大学院の修了者に対しても拡大する改正は、別途行うこととする。

(5) 経過措置について

継続研修で取得すべき単位数に関して、指定された研修期間前の取扱いについて規定する。(附則第 2 条第 1 項)

継続研修の実施計画について経済産業大臣の承認を受ける時期として、初年度においては改正法の施行後遅滞なく当該承認を受けなければならないこととする。(附則第 2 条第 2 項)

公表する弁理士情報のうち、公表のために準備期間が必要である事項については、施行後 6 月の猶予期間を設けることとする。(附則第 3 条)

論文式試験における選択科目が変更されることに伴い、旧科目において合格した者が、どの新科目を免除されることになるかを規定する。(附則第 4 条)

3 . 施行期日

本省令の施行期日は改正法の施行の日 (平成 2 0 年 4 月 1 日) とする。ただし、弁理士試験科目についての改正 (規則第 3 条及び附則第 4 条) については、平成 2 1 年 1 月 1 日とする。